

第三十二号

徳島県個人情報保護条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第四十四条)」を「(第四十四条・第四十四条の二)」に改める。

第二条第二号中「(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」を削る。

第四十四条に見出しとして「(統計法に基づき収集された個人情報等に係る調整)」を付し、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報に係る調整)

第四十四条の二 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）に関しては、第六条第二項及び第三項、第七条第二号から第八号まで、第八条第二項第二号及び第三号、第九条、第十条第三項ただし書、第十三条第二項ただし書、第十四条第一項第三号、第二十六条、第二十八条第二項ただし書、第二十九条第一項第四号、第三十五条第二項ただし書、第三十六条第一項第四号並びに第四十四条第二項から第四項までの規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条	当該実施機関以外のものに	実施機関（知事、公営企業管理者及び病院事業管理者に限る。）の相互間で
第七条第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供する	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である

第八条第二項第一号	法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
第十三条第一項	（第五条第四項第一号に規定する個人情報取扱事務に係るものを除く。）の開示	の開示
第二十八条第一項及び第三十五条第一項	又は第二十六条第三項の規定	の規定
第三十五条第一項第一号	第六条 又は第七条の規定に違反して利用されている	第六条第一項 、第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されている場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている場合又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されている
第三十五条第一項第二号	第七条又は第八条	第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第七条（第一号に係る部分に限る。）又は第八条第一項及び第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第八条第二項（第一号に係る部分に限る。）
第四十四条第五項	第二十八条	第二十八条（同条第一項にあつては、第四十四条の二第一項の規定による読替え後の第二十八条第一項）、第二十九条から第三十四条まで、第三十五条（同条第一項にあつては、第四十四条の二第一項の規定による読替え後の第三十五条第一項）及び第三十六条

第四十四条第六項	又は第二十六条第三項の規定	の規定
----------	---------------	-----

2 実施機関は、その保有している特定個人情報について、第三十一条第一項の決定に基づき訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者のうち、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を取り扱うものは、個人番号の不正な利用、漏えい等が個人の権利利益の重大な侵害を招くおそれがあることを十分に認識し、同法その他の法令及びこの条例を遵守して個人番号その他の特定個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第二条 徳島県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十四条の二」を「―第四十四条の三」に改める。

第四十四条の二第一項中「同じ。」の下に「(同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録(以下「情報提供等の記録」という。)に記録されたものを除く。次項において同じ。)」を加え、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

第四十四条の三 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等の記録に記録された特定個人情報に関しては、第六条第二項及び第三項、第七条ただし書、第八条第二項第二号及び第三号、第九条、第十条第三項ただし書、第十三条第二項ただし書、第十四条第一項第三号、第二十三条、第二十六条、第二十八条第二項ただし書、第二十九条第一項第四号、第三十四条から第四十条まで、第四十二条第四号並びに第四十四条第二項から第四項までの規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の見出し	利用及び提供	利用
第七条	利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しては	利用しては
第八条第二項第二号	法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)
第十三条第一項	(第五条第四項第一号に規定する個人情報取扱事務に係るものを除く。)の開示	の開示
第二十八条第一項	又は第二十六条第三項の規定	の規定

第四十一条の二	、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求 若しくは利用停止請求	若しくは訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求
第四十二条	、訂正決定等又は利用停止決定等	又は訂正決定等
第四十四条第五項	第二十八条から第四十条まで	第二十八条（同条第一項にあつては、第四十四条の三第二項の規定による読替え後の第二十八条第一項）及び第二十九条から第三十三条まで
	訂正又は利用停止	訂正
第四十四条第六項	訂正又は利用停止	訂正
	又は第二十六条第三項の規定	の規定

2 実施機関は、その保有している情報提供等の記録に記録された特定個人情報について、第三十一条第一項の決定に基づき訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等の記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条中第二条第二号の改正規定は公布の日から、第二条の規定は同法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、及び当該特定個人情報の開示等を実施するために必要な措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。